

令和 6 年 9 月 13 日提供

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。
市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職 3 月	文化観光局 観光部 課長補佐級 (60 歳)	令和 6 年 7 月 7 日（日）、大阪メトロ御堂筋線「なんば」駅付近にて盗撮行為を行い、巡回していた警察官に取り調べを受け、盗撮行為を行ったことを認めた。 また、令和 5 年 11 月頃から、同様の行為を複数回繰り返していたことが判明した。	地方公務員法 第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

※当該職員は退職届を提出しており、処分日付けで退職した。

2 処分日

令和 6 年 9 月 13 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
----------------------------	---